

山口県報

平成23年
3月31日
(木曜日)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方独立行政法人山口県立病院機構

第一条第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表中六を七とし、同表の五中10から12までを削り、13を10とし、14を11とし、同表中五を六とし、四の次に次のように加える。

五 獣医師法（昭和二十四年法律第二百八十六号）の規定に基づく獣医師である職員をもつて充てる職

附 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び第十五条第一項第一号中「診療放射線技師採用試験」、「臨床検査技師採用試験」を削る。

別表第一のへ「医療職給料表(二級別標準職務表)一級の項及び二級の項を次のように改める。」

平成23年3月31日 木曜日

山 口 県 報

/ 級	栄養士、理学療法士又は作業療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
2 級	相当高度の知識経験が必要と認められる栄養士等の職務

司表銀Ⅰのく 医療鑑定請求表〔総司標準鑑定業務表〕の項及び同様の項を次のものとする。

5 級	病院の栄養管理部の副部長の職務 病院等の困難な業務を処理する主任の職務 児童福祉施設又は高等学校等の困難な業務を処理する栄養主任の職務
6 級	病院の困難な業務を掌理する栄養管理部の副部長の職務 身体障害者福祉センターの主幹の職務

司表銀Ⅰのく 医療鑑定請求表〔総司標準鑑定業務表〕の項を司表銀Ⅰのく 医療鑑定請求表〔総司標準鑑定業務表〕の項に記載の「看護師長若しくは」を司表銀Ⅰのく 医療鑑定請求表〔総司標準鑑定業務表〕の項に記載の「看護師長若しくは」へ記す。
 司表銀Ⅰのく 医療鑑定請求表〔総司標準鑑定業務表〕の項に記載の「看護師長若しくは」を司表銀Ⅰのく 医療鑑定請求表〔総司標準鑑定業務表〕の項に記載の「看護師長若しくは」へ記す。

5 級	主幹の職務 高度の知識経験が必要と認められる主任の職務
6 級	主幹の職務

職種	試験	学歴免許等	職務の級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
栄養士	大学卒業	大学卒	0	5	8	12	16	
	程度							
理学療法士	大学卒業	大学卒	2.5	5	3	4	4	
	程度							
作業療法士	大学卒業	大学卒	0	2.5	8	11	15	19
	程度							
看護師	大学卒業	大学卒	0	1	6	9	13	17
	程度							
准看護師	准看護師	准看護師	0	1	6	9	13	17
	程度							

司表銀Ⅰのく 医療鑑定請求表〔総司標準鑑定業務表〕の欄に記載の「薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士及び歯科技工士」を「栄養士、理学療法士及び作業療法士」に改める。
 司表銀Ⅰのく 医療鑑定請求表〔総司標準鑑定業務表〕の欄に記載の「薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士及び歯科技工士」を「看護師、准看護師」に改める。

3 級	高等學校、中等教育學校又は特別支援學校的教頭の職務 育成學校的副校長の職務 衛生看護學院的院長の職務 衛生看護學校的校長の職務 やまとぐるみ総合教育支援センターの主査の職務 やまとぐるみ総合教育支援センターの相当困難な業務を処理する児童自立支援専門員の職務 高等學校的校長の職務 中等教育學校的校長の職務 特別支援學校的校長の職務 育成學校的校長の職務 衛生看護學院的相当困難な業務を処理する校長の職務 やまとぐるみ総合教育支援センターの部長の職務
4 級	

別表第一のレ 医療職給料表(初任資格基準表)の備考へ「助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時」を追加。
 別表第六のく 医療職給料表(初任資格基準表)の備考へ「助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時」を追加。
 検査技師の項、衛生検査技師の項、歯科衛生士の項、歯科技工士の項及びその他の項を削除。

別表第六のレ 医療職給料表(初任資格基準表)の備考へ「助産師(同法第20条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(修業年限1年以上のものに限る。)の卒業者に限る。)又は「又は」以下の「助産師にあつては2級19号給、看護師にあつては」を追加、回表の備考4を追加。

「34」

「33」

「34」

「35」

「36」

「37」

「35」

「38」

「39」

「39」

「40」

に改

別表第七のア 医療職給料表(昇格時即給対応表)を

「33」

「33」

「34」

「35」

「36」

「37」

「38」

「39」

「39」

「40」

に改

のれ。

附則
別表第一のレ 医療職給料表(初任資格基準表)の備考へ「助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時」を追加。
 別表第六のく 医療職給料表(初任資格基準表)の備考へ「助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時」を追加。
 検査技師の項、衛生検査技師の項、歯科衛生士の項、歯科技工士の項及びその他の項を削除。

74	73
75	74
76	74
77	75
77	75
78	76
78	76
79	77
79	78
80	79

80	80
81	81
81	81
81	81
82	82
82	82
83	82
83	82
83	83
84	83
84	83
84	83
85	84
85	84
85	84
85	84
86	85
86	85
86	85
86	85
87	86
87	86
87	87
87	87
88	87
87	87

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山 口 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十一年山口県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「(以下「医療保健施設」という。)」を削る。
第五条中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号を次のよう
に改める。

二 理学療法士又は作業療法士

第六条中「医療保健施設又は」及び「助産師」を削る。

第七条第三項第二号中「勤務する」の下に「院長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山 口 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第一号)の一部を次
のように改正する。

別表第一総合医療センターの項及びこの医療センターの項を削り、同表の備考中
1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。